

全教職員、学生 各位

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止に向けた本学の取組について

皆様の御協力もあり、福島県内における感染状況が改善しつつあることから、5月14日に全県に発令されていた「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」は、5月31日をもって解除されました。

しかしながら、会津若松市においては感染の再拡大の懸念もあることから、県は市の要請に基づき、6月7日までを集中対策期間とし不要不急の外出自粛等の感染防止対策を継続することとし、その他の地域においても感染の再拡大を防止するため、6月30日までの1か月間、緊急特別対策期間終了後の重点対策を実施することとしました。

引き続き、大学には、感染リスクの高い活動を控えるよう学生への注意喚起の徹底を求められております。こうした状況を踏まえて、本学では下記のとおり取組を継続していくこととします。

全ての教職員、学生においては、県における医療の最後の砦の一員であるという高い認識のもと、①外出時や会話時のマスクの着用、②こまめな手洗い・手指消毒の徹底、③こまめな換気、④ソーシャルディスタンスの確保といった基本的な感染対策の徹底に取り組むようお願いいたします。

記

- 1 会津医療センターの職員については、引き続き、地域を問わず不要不急の外出を自粛すること。
- 2 会津医療センター以外の教職員、学生については、緊急事態措置区域等の感染拡大地域との不要不急の往来を控えること。
- 3 出張等のためにやむを得ず上記1及び2の移動をしなければならない場合は、その可否について所属長の判断を仰ぎ、移動後は2週間の行動履歴を記録すること。また、移動先の感染状況等を確認し、細心の注意を払った上で慎重に行動するとともに、スマートフォン利用者については、必ず「接触確認アプリ（略称：COCOA）」を利用し、感染拡大リスクを最小限とすること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 4 飲食は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人で行うこととし、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は控えること。特に会津若松市内においては、県からの営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用は控えること。
- 5 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、発熱や上気道炎等の体調変化があった場合は自宅で療養すること。万が一、感染が疑われる場合や接触確認アプリで接触可能性の通知があった場合は、所属長及び受診・相談センターに連絡するなど適切に対応すること。

- 6 業務に支障のない範囲で、時差出勤・在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- 7 各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面やメール等による開催への切替を積極的に進めること。
- 8 イベントや集会等の開催にあたっては、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」に示された目安等に従うこと。
- 9 学生については、学部や学年ごとに発出された通知等に従い慎重な行動をとること。

令和3年6月1日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一